

第2回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

今後の効果検証のスキームについて

株式会社メトリクスワークコンサルタンツ

2026年2月13日



新たなスキーム

第1回有識者検証会でご了承いただいた、新たなスキームの概要は以下のとおり。

- 効果検証を希望する事業の中から、新たな選定基準に基づき、効果検証対象事業を選定する
 - 担当部局において外部委託が利用できないような事業を対象とする
- 事業によって効果検証の開始可能時点が異なるため、有識者検証会へ効果検証対象事業の決定を諮ることはしないこととし、事後に報告する
 - なお、効果検証対象事業の選定方法・選定基準は有識者検証会へ諮り、効果検証対象事業の進捗・結果も適宜報告する
- これにより、効果検証の意義が高い事業へのリソース集中や迅速な検証が可能となり、適時・適切な検証結果の活用が期待できる

	現行スキーム	新たなスキーム
選定方法	■ 効果検証の希望有無に関わらず、「すり鉢型」で選定	■ 効果検証を希望する事業の中から選定
選定基準	■ 費用対効果、実行可能性、事業バランスの観点から、総合的に評価・選定	■ 効果検証の意義・論理構造の妥当性を満たす事業の中から、検証の実行可能性を踏まえて選定(次頁)
検証会	■ 効果検証対象事業の決定を諮ることが必要	■ 効果検証対象事業の決定を諮ることはしないこととし、事後に報告

「1.効果検証の意義」及び「2.論理構造の妥当性」を満たす事業の中から、「3.検証の実行可能性」を踏まえて、対象事業を選定する

観点	評価項目	確認事項
1. 効果検証の意義 	① 必要性	<ul style="list-style-type: none">■ 政府内で優先度が高い事業か■ 効果検証を行う背景・経緯があるか■ 検証結果を速やかに活用するのか■ 同様の分野・事業で、過去に検証を行っていないか
	② 結果の活用可能性	<ul style="list-style-type: none">■ 検証結果をもとに予算要求や政策立案・見直し・評価を行うのか■ 検証結果を対外的な説明に用いるのか
2. 論理構造の妥当性 	① ロジック等の妥当性	<ul style="list-style-type: none">■ 行政事業レビューシートにおける効果発現経路・アウトカム・成果指標が妥当か
	② アウトプットの状況	<ul style="list-style-type: none">■ 想定通りのアウトプットが発現しているか
3. 検証の実行可能性 	① データの取得可能性	<ul style="list-style-type: none">■ 活用可能な既存データ(経年データ)はあるか■ 分析に適した精度・粒度となっているか■ 取得に当たり、障壁(省内での調整、サンプルサイズの小ささ)がないか■ 検証開始までに必要なデータが取得可能か
	② 実施体制	<ul style="list-style-type: none">■ 検証を行うリソース(人員・予算)が確保されているか■ データ取得等にあたり関係機関(自治体等)からの協力が得られるか
	③ 分析手法	<ul style="list-style-type: none">■ エビデンスレベルの高い分析手法が適用できるか

来年度の効果検証対象事業

EBPMよろず相談・省内へのニーズ調査に基づき、厚生労働省で選定した来年度の効果検証対象事業の概要等は以下のとおり

事業名	事業の概要・検証の背景	検証事項（現時点での想定）
① 労災認定基準改正 (労働基準局)	<ul style="list-style-type: none">担当課室では、業務による過重な負荷により、脳・心臓疾患や精神障害に罹患した労働者等に対する労災保険の給付施策を所管しており、労災認定に際して、脳・心臓疾患や精神障害に係る認定基準を策定している改正労働安全衛生法案の審議の際、労災認定基準の改正により認定がより適切かつ迅速に行われたか検証・公表するよう附帯決議が付されている	<ul style="list-style-type: none">脳・心臓疾患(令和3年改正)及び精神障害(令和5年改正)の労災認定基準の改正が、以下に与えた影響を定量的に検証する。<ul style="list-style-type: none">請求行動(請求数等)認定判断(認定率等)迅速性(処理期間等)
② 働き方改革推進支 援助成金 (労働基準局)	<ul style="list-style-type: none">本助成金は、中小企業における労働時間の短縮等に向けた環境整備を目的に、生産性向上に向けた設備投資や就業規則整備等の取組に係る費用を助成するものである労働時間関係法制の支援策としての在り方の検証や予算の適正執行のため、本助成金の位置付けや設計を再検討したい	<ul style="list-style-type: none">企業の環境整備(就業規則の整備等)と就業時間等の関連等を定量的に検証する。

厚生労働省では、2事業のいずれについても選定基準を満たしているものと判断しており、選定結果は以下のとおり

観点	評価項目	労災認定基準改正	働き方改革推進支援助成金
1. 効果検証の意義	①必要性*1	◎ 基準改正により認定がより適切かつ迅速に行われたか検証するよう附帯決議が付されている	○ 予算の適正執行の観点等から、本助成金の効果が問われる可能性がある
	②結果の活用可能性*2	◎ 令和8年第一四半期を目途に検証結果を公表予定である	○ 検証結果を用いて、本助成金の位置付けや設計を再検討したい
2. 論理構造の妥当性	①ロジック等の妥当性	— 基準改正が認定状況に与えた影響を検証するものであるため、確認は不要である	○ 労働時間の短縮等に向けた環境整備(就業規則の整備等)を目的とした助成金であり、妥当である
	②アウトプットの状況	○ 一定数の制度利用がある	○ 一定数の支給実績がある
3. 検証の実行可能性	①データの取得可能性*3	◎ 労災認定請求に係る経年データを取得可能である	◎ 助成金データに加えて、既存統計や企業を対象とした独自調査データも取得可能性が高い
	②実施体制	○ 関係機関を通じて、必要なデータを取得可能である	○ 省内担当部署及び関係機関を通じて、必要なデータを取得できる可能性が高い
	③分析手法*4	○ コホート単位で改正前後での変化を分析予定	○ 企業の環境整備と就業時間等との関連に係る分析等を予定

*1 事業に関するステークホルダーから効果検証の要請があるものについては、「◎」と判断

*2 対外的な説明の機会・タイミングが定まっているものについては、「◎」と判断

*3 既にデータを取得しているものやデータ取得に追加的なコストがかからないものについては、「◎」と判断

*4 ランダム化比較試験(RCT)を用いて分析するものについては、「◎」と判断